

2025 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ ル ト プ ラ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 石 井 武
(コード番号：3672 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 石 原 優
管理本部長
(Tel. 050-5306-9094)

第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 12 回新株予約権の発行並びに買取契約の締結、定款の一部変更に関するお知らせ

I. 第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 12 回新株予約権の発行

当社は、2025 年 11 月 20 日開催の当社取締役会において、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による株式会社オルトプラス第 11 回新株予約権（以下「第 11 回新株予約権」といいます。）並びに G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合（以下「G ファンド」といいます。）、石井武氏（以下「石井氏」といいます。）及び岡崎太輔氏（以下「岡崎氏」といい、EVO FUND、G ファンド、石井氏及び岡崎氏とあわせて個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による株式会社オルトプラス第 12 回新株予約権（以下「第 12 回新株予約権」といい、第 11 回新株予約権とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行並びに本新株予約権の買取契約又は総数引受契約（以下、各割当予定先との買取契約又は総数引受契約を個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を各割当予定先との間でそれぞれ締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

なお、本件は、2025 年 12 月 25 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本資金調達による大規模な希薄化等の議案が承認されることを条件としております。

1. 募集の概要

<第 11 回新株予約権>

(1) 割 当 日	2025 年 12 月 26 日
(2) 発行新株予約権数	700,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
(3) 発行価額	総額 3,500,000 円（新株予約権 1 個当たり 5 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式 70,000,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 30 円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は 70,000,000 株であります。
(5) 調達資金の額	4,133,500,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 59 円 (1) 行使価額は、割当日の翌取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）に初回

	の修正がされ、割当日の8取引日後の日に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。初回の修正においては、行使価額は、2025年11月20日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下、2025年11月20日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、価格算定期間内において第11回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。下限行使価額（第11回新株予約権の発行要項第11項の規定に従い調整されます。）は、当初30円とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当による
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) 権利行使期間	2025年12月29日（当日を含みます。）から2027年6月29日までとします。

(10) その他	本新株予約権の発行は、①本定時株主総会において、本新株予約権の発行に伴う大規模な希薄化等に関する議案が承認されること及び②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とし、これらの事項を払込みの条件として規定する本買取契約を、本日、EVO FUND との間で締結しております。また、本買取契約には、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することも規定されています。
----------	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

<第12回新株予約権>

(1) 割 当 日	2025 年 12 月 26 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	1,300,000 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(3) 発 行 価 額	総額 3,900,000 円 (新株予約権 1 個当たり 3 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	普通株式 130,000,000 株
(5) 調 達 資 金 の 額	7,023,900,000 円 (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 54 円 (1) 2026 年 6 月 26 日以降、第 12 回新株予約権の行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合 (但し、当該取締役会の決議を行った日 (以下「決議日」といいます。) の直前取引日 (本項において「直前取引日」とは、同日に取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。) の 16 時までにかかる決議を行う旨を第 12 回新株予約権に係る新株予約権者 (以下「第 12 回新株予約権者」という。) に通知していた場合に限ります。)、第 12 回新株予約権の行使価額は、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正されます。但し、算出の結果得られた金額が下限行使価額 (第 12 回新株予約権の発行要項第 11 項の規定に従い調整されます。) を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。下限行使価額は、当初 30 円とします。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、①第 12 回新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から 6 ヶ月が経過していない場合、又は②金融商品取引法第 166 条第 2 項に

	定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は上記第(1)号に基づく決議を行うことができません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当による
(8) 割当予定先	Gファンド 920,000 個 石井氏 230,000 個 岡崎氏 150,000 個
(9) 権利行使期間	2025 年 12 月 29 日（当日を含みます。）から 2030 年 12 月 30 日までとします。
(10) その他	本新株予約権の発行は、①本定時株主総会において、本新株予約権の発行に伴う大規模な希薄化等に関する議案が承認されること及び②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とし、これらの事項を払込みの条件として規定する本買取契約を、本日、G ファンド、石井氏及び岡崎氏との間で締結しております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達に至る背景

a. 当社グループの取り組み及び財政状況

当社グループは、『笑顔あふれるセカイを増やす』というパーパス（存在意義）のもと、2010 年の創業以来 15 年以上にわたり、エンターテインメント&ソリューション事業を展開しております。具体的には、①スマートフォン向けアプリを中心としたオンラインゲームの企画・開発・運営を行うゲーム事業、②主に法人顧客向けにクライアントが提供しているサービスの開発・運営を行うサービス開発事業、③ゲーム会社向けに人材サービス等を提供する技術・人材支援事業を展開しております。

当社グループの事業領域であるモバイルゲーム市場の国内市場規模（2024 年）は、前年比 0.2%減の 1 兆 7,290 億円と若干の減少（出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通ゲーム白書 2025」）が見られるものの、比較的安定した市場規模を維持しております。

かかる市場の拡大に歩調を合わせてスマートフォンやタブレット端末等の高機能化が進み、グラフィックや音声等の各種コンテンツのリッチ化等により開発期間の長期化と開発費が大きく増加しました。そのため、ユーザー認知度の高い大型 IP タイトル（注1）や潤沢な開発資金を有する海外タイトルへの寡占化が進み、ゲームメーカー間の競争は激化しております。

このような状況を受けて、当社では開発費負担の軽減策として、主に、青年男性向けタイトルと比較して開発費の高騰が緩やかな女性向けタイトルの開発に注力する方針のもと、2018 年から 2019 年にかけて女性向けの 2 タイトルの開発に着手し、2020 年 3 月に現在当社グループの主力タイトルとなる「ヒプノシスマイク - Alternative Rap Battle-」のサービスを開始いたしました。

また、サービスタイトルを増やすことで売上の拡大を図るべく、2020 年 3 月に株式会社モブキャストゲームス（現 NINJIN 株式会社）から 5 つのスポーツゲームタイトル、2020 年 9 月にアクセルマーク株式会社から 2 つのゲームタイトル等を企業再編の手法により買収いたしました。

これらの施策が奏功し、2021 年 9 月期末にはグループ全体で 11 タイトルを提供し、創業以来最高となる連結売上高 7,291 百万円（前年比 22.6%増）まで業容を拡大するに至りましたが、プラットフォーム手数料等の変動費の増加に加え、人件費・労務費負担の増加により、経常損失 348 百万円（2020 年 9 月期は 198 百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失 388 百万円（2020 年 9 月期は 139 百万円の当期純損失）を計上し、当該期においても黒字化を実現することはできませんでした。

2022 年 9 月期においては、収益基盤の確保を目指して、増加したタイトルの選択と集中を図り、2 タイトルのサービスを終了し、2022 年 9 月期末時点で 9 タイトルを提供していましたが、各々のタイトルのユーザー課金額が急速に減少するなかで、新規開発にかかる人件費や外注費、業務委託費等の増加により全体採算が悪化し、連結売上高は 6,004 百万円、経常損失 740 百万円、親会社に帰属する当期純損失 780 百万円を計上したことから、現預金残は前期末比 734 百万円減少し、2022 年 9 月期末で 783 百万円まで減少することとなりました。

b. 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権による調達

上記の状況を受けて当社は、2022 年 11 月に「新規タイトル及び追加開発の費用・運営費用」「ゲーム支援事業（人材支援事業）の拡大」「事業構造転換」「借入金の返済」による収益の向上と安定した事業基盤を確保することを目的として第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権を発行し、2024 年 9 月末までに合計して 488 百万円の資金を調達しました。

当該資金調達により、新たな市場・技術・サービスへの対応を狙いとして開発を進めていたブロックチェーンゲーム（注 2）は、2023 年 1 月にアクセルマーク株式会社より「ブロックチェーンゲーム『トレサカ J リーグ』」としてリリースされましたが、思い通りの収益を上げられず 2024 年 1 月にサービスが終了しました。

オンラインクレイゲーム（注 3）事業については、2021 年 6 月より合同会社 DMM.com との合併により、株式会社 DMM オンクレを設立、同社にて 2022 年 6 月にサービスを開始し、取扱商品の拡大やシステムの継続開発等を進めることで共同して事業拡大を目指していましたが、資金面も含めて合同会社 DMM.com が主体となり事業の成長速度をさらに加速させるため 2023 年 3 月に合併を解消し、当社は開発運営のみを請け負う体制となりました。

また、他社タイトルの開発・運営受託を進め、ライブゲーミングプラットフォーム（注 4）からの開発・運営受託により、2 タイトルをリリースしましたが、プラットフォーム側の判断により 2024 年 9 月期中にどちらもサービスが終了することとなりました。既存の運営タイトルについては、採算性の低下したタイトルの整理を推し進め、2023 年 9 月期中に当社から提供していた 5 つのタイトルと子会社の株式会社 OneSports（現株式会社 STAND）から提供していたスポーツタイトル 3 つの整理を進めるとともに、2023 年 7 月には新設分割の手法により株式会社 OneSports の国内事業と全ての人員を、株式会社マイネットに事業譲渡することで整理を進めました。

結果、2024 年 9 月期末の当社グループでの運営中タイトルは「ヒプノシスマイク -Alternative Rap Battle-」1 タイトルのみとなり、運営タイトル数の減少により、2024 年 9 月期のゲーム運営による課金収入等は 2022 年 9 月期より 2,683 百万円減少し、1,646 百万円と大きく売上高が減少することとなりました。

<提供タイトル数推移>

決算期	新規 配信タイトル数	配信停止（クローズ） タイトル数	期末 運営タイトル数
2020年 9 月期	8	▲ 3	12
2021年 9 月期	0	▲ 1	11
2022年 9 月期	0	▲ 2	9
2023年 9 月期	2	▲ 9	2
2024年 9 月期	1	▲ 2	1

新たなタイトル開発については、オリジナルゲームタイトル1タイトルの開発をしておりますが、その他の新規の開発受託については、ゲーム業界全体の新規開発ニーズの減退を受けて、受託案件獲得に時間を要することや、ゲーム領域だけでなく非ゲーム領域についても、比較的小規模の案件や部分的な開発の受託が中心になっており、2024年9月期で受託開発収入は350百万円と事業拡大が緩やかなものとなりました。

ゲーム支援事業（現 技術・人材支援事業）については、2021年9月に設立した100%子会社の株式会社 STANDの業務運営体制を整備した結果、2023年9月期にはグループ売上で前年比424百万円増加し1,932百万円を計上しました。2024年9月期に入り営業の強化によるさらなる拡大を志向しましたが、主な取引先であるゲーム会社の開発プロジェクトの見直しや運営中止等の影響を受けて、人材稼働数が減少し2024年9月期には売上高が前年比で414百万円減少することとなりました。

加えて、開発・運営の受託、人材支援事業が伸び悩む中で、運営タイトルの削減に伴い再配置予定であった人員のスキルセットが新規の受託開発案件や派遣先のニーズに合わず待機人材が発生したことや、その不足する人員の採用のコストや外注先に依頼する作業が増えたことによるコストアップも利益の圧迫要因となっております。

c. 第8回新株予約権及び新株式発行による調達

また、2022年11月に発行した第8回新株予約権については、「新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金」として、業務提携等による事業パートナーとの協業案件の積み上げやゲームの周辺領域へ事業領域を広げ、事業規模の拡大を図ることを狙いとして発行しました。第8回新株予約権に係る買取契約には、第8回新株予約権の行使にあたっては、当社より行使の許可を得ることを要する旨定められており、また、当該許可にあたっては、当社が第8回新株予約権の割当先であるEVO FUNDに対して、行使により交付される当社普通株式の売却先を推薦することができる旨が定められているところ、2023年12月にGファンド及びその主要出資者であるジーエフホールディングス株式会社（以下「ジーエフ社」といいます。）並びに当社が資本業務提携契約を締結する際に、当社は、第8回新株予約権8,430個の行使をEVO FUNDに対して許可するとともに、当該許可にあたって、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式843,000株をGファンドに売却するよう推薦し、EVO FUNDは当該推薦に基づき当社普通株式843,000株をGファンドに売却いたしました。当該第8回新株予約権の行使により、2023年12月に119百万円の資金を調達いたしました。

その後、当社とジーエフ社のさらなる資本関係の強化を狙いとして、残存する第8回新株予約権の全部をEVO FUNDが行使し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式843,000株を、Gファンドに売却することで合意しておりましたが、当社株価が低迷し、第8回新株予約権の下限行使価額を下回ったまま推移していたことから、EVO FUNDによる権利行使の実現は難しいと判断し、2024年9月に残存する第8回新株予約権を全て取得消却して、新たにGファンドに843,000株の新株式を発行し、97百万円の資金を調達いたしました。

ジーエフ社との資本業務提携以降、当社の知見やノウハウが活かせるゲーム周辺領域での新たな事業・サービス展開の企画検討を進めており、ジーエフ社と資本関係や取引関係にある事業会社の会員アプリのDX化や会員向けの新たなサービス開発の受託を開始したほか、新たな事業展開として、若手タレント・アーティストによるチャット小説をアプリ化して配信するとともに、舞台化やジーエフ社グループと連携して各種グッズの製造・販売・ECまで展開を目指す「推し活・ファンダム事業」の実現に向けて準備を開始しました。また、今後当社の主力事業であるゲーム事業においても、当社が国内外の有力なIPを獲得しゲーム化し、それをもとにジーエフ社が商品化する等相互の強みを活かすことで収益機会の多様化を図ることについても検討を進めております。

d. b. 及び c. の資金調達による当社グループの財政状況の変化

以上の結果、2024年9月期の連結売上は2022年9月期と比較して2,487百万円減少し3,516百万円となり、大きく減少しましたが、運営タイトルの整理等の構造改善により外注費やサーバー費、プラットフォーム手数料等が大きく減少し、売上原価全体では2,474百万円の減少、組織のスリム化による人件費の削減を始めとしてオフィスの移転・縮小による地代家賃の削減、広告宣伝費や支払手数料等の削減により販管費が362百万円減少したことから、営業損失は452百万円と348百万円の改善、経常損失416百万円と324百万円の改善、親

会社株主に帰属する当期純損失は 452 百万円と 328 百万円の改善となり、収益面では大きな改善がみられました。しかしながら依然として期間損失を計上することとなり、2024 年 9 月期末の現預金残高は、資金調達をおこなったにもかかわらず 2022 年 9 月期末の現預金残高と比較して 17 百万円減少し 766 百万円となっております。

e. 第 9 回及び第 10 回新株予約権による調達

このような経緯を経て、2024 年 11 月 21 日付「第三者割当による第 9 回及び第 10 回新株予約権の発行及び買取契約の締結、定款の一部変更並びに第 7 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、収益構造の改善を実現するにあたり、国内外を問わず新たなタイトル・プロジェクトの獲得と開発・運営を拡大することを目的として、①新規タイトルの開発・運用資金及び②開発要員確保に係る資金を確保するために第 9 回及び第 10 回新株予約権を発行しました。なお、2025 年 11 月 19 日時点で 791 百万円の調達が完了しております。充当状況は、①新規タイトルの開発・運用資金に 385 百万円、②開発要員確保に係る資金 6 百万円となっております。詳しくは、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

f. 当連結会計年度における当社グループの取り組み及び財政状況

当社グループは、2025 年 9 月期において、持続的成長基盤を確立するため、自社パブリッシングタイトルの拡充を進めております。新規ゲームタイトルの開発につきましては、2025 年 9 月期において大型の国内 IP タイトル 1 本のゲーム化権を取得し、来年のリリースに向けて開発に着手するとともに、中国アリババグループ傘下の Lingxi Games が開発し、アジア地域で配信中のゲームタイトル『忘却前夜』の国内ローカライズ版の開発を進め、2025 年 8 月にリリースいたしました。この他、2024 年 9 月期から開発を進めていた『Everybody Shogi（えぶりばでい将棋）』（米国アップル社の定額制ゲーム配信サービス「Apple Arcade」向けの完全オリジナルタイトル）を 2025 年 8 月にリリースいたしました。引き続き提供タイトルの拡充のために有力な IP の獲得を目指してまいります。

<開発予定パイプライン>

IP 区分	開発規模	2026 年 9 月期	2027 年 9 月期	2028 年 9 月期
国内 IP	大型	開発→	→リリース	開発→
国内 IP	中型	→リリース 開発→	→リリース 開発→リリース	開発→リリース
海外ローカライズ A	小型	開発→リリース 開発→	開発→ →リリース	→リリース 開発→リリース
海外ローカライズ B	小型	開発→リリース	開発→リリース	開発→リリース

続いて、ゲーム運営につきましては、『ヒプノシスマイク -Alternative Rap Battle-』において、各種イベント等の施策により高い売上水準を維持するとともに、2025 年 9 月期において『プリンセス&ナイト』の運営を新規に受託いたしました。この結果、2025 年 9 月末では運営タイトルは 4 本（自社パブリッシング 3、運営受託 1）を運営しております。

受託開発につきましては、2024 年 9 月期末からの継続案件 3 件のほか、新たに 3 件の開発を受託いたしました。このうち開発完了 2 件、開発中止 1 件となりましたので、当連結会計年度末における開発中案件 3 件（ゲーム系 3 件）となりました。

ゲーム開発人材を中心とする技術・人材支援につきましては、引き続き主要取引先であるゲーム会社の開発プロジェクトの見直しや運営中止等の影響を受けて人材稼働数の減少が続いておりましたが、当連結会計年度において、業務委託費や子会社の組織の最適化等の施策の効果もあり、直近では若干の回復傾向がありまし

た。ゲーム業界の動向を踏まえ、ゲーム業界での営業活動だけではなく、ゲーム業界以外のクライアント獲得も進めてまいります。

その他、ジーエフ社グループと連携して各種グッズの製造・販売・EC まで展開を目指す「推し活・ファンダム事業」についても進めており、拡大する「推し活」市場への進出を狙いとして、俳優小説アプリ『KISSMILLe（キスマイル）』に係る共同事業を開始し、2024 年 11 月以降、若手俳優をキャストした3本の当社オリジナルコンテンツをリリースいたしました。しかしながら、ユーザーの獲得が思うように進まないことを踏まえて、IP の魅力を引き出すコンテンツになるようにビジネススキームの見直しを進め、当連結会計年度において、小説／コミックス累計発行部数 300 万部超の人気原作『戦国小町苦勞譚』のフルボイス・ヴィジュアルノベルアプリ『戦国小町苦勞譚 語絵巻 - カタリエマキ -』の開発を開始いたしました。

なお、2027 年9月期までの3年間の開発パイプラインとして計画していた、大型・中型の国内 IP タイトル 4 本と海外ローカライズタイトル 6 本の計 10 本の進捗状況は次のとおりです。

大型国内 IP 1 本は当連結会計年度中に開発を開始し、中型国内 IP タイトルは、当初計画にはなかった『戦国小町苦勞譚 語絵巻 - カタリエマキ -』が、ヴィジュアルノベルアプリのプラットフォーム化を目指して開発投資を増加させたことから、中型国内 IP としてカウントすることといたしました。海外ローカライズタイトルにつきましては、2025 年9月期に2本の開発・リリースを計画しておりましたが、『忘却前夜』のローカライズ費用が計画を大きく上回ったことをふまえ、開発・リリースタイトルを『忘却前夜』の1本に変更しました。

この結果、2025 年9月期において、国内 IP タイトル 2 本、海外ローカライズタイトル 1 本の開発を開始し、海外ローカライズタイトル 1 本をリリースいたしました。国内・海外 IP の獲得に際しては、当初の見込よりも獲得コストが増加するなど、IP の獲得並びに選別に時間を要しておりますが、持続的成長基盤確立に向け、有力な IP を獲得し、運営タイトルを確実に積み上げていくことにより、収益構造の改善を目指してまいります。

収入面では、主力運営タイトルのユーザー課金額の減少により、ゲーム事業収入が前年同期比で 287,209 千円の減少、自社パブリッシングタイトル開発の拡充のために受託案件規模を縮小したことに伴い、サービス開発事業収入が前年同期比 33,637 千円の減少及び技術・人材支援事業収入は前年同期比で 297,898 千円の減少となり、事業全体では前年同期比で 618,744 千円の減収となりました。

費用面では、主力運営タイトルのユーザー課金額の減少によるプラットフォーム支払手数料の減少やサーバー費用を中心とする賃借料の減少、外注加工費の減少により売上原価は前年同期比で 577,847 千円減少いたしました。新規タイトルのリリースに伴い広告宣伝費が増加した一方で、業務委託費や子会社の組織最適化に伴う人件費削減により、販売費及び一般管理費は前年同期比で 26,374 千円減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は 2,897,753 千円（前年比 17.6%減）、営業損失は 467,294 千円（前期は 452,772 千円の営業損失）、経常損失は 442,449 千円（前期は 416,200 千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は 434,656 千円（前期は 452,268 千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。当連結会計年度末の純資産は 1,746,749 千円、現金及び現金同等物の残高は 863,507 千円となっております。

以上のとおり、当社グループは、2025 年9月末時点において、12 期連続の営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

（注1）IP タイトルとは、アニメや漫画、キャラクター等の知的財産権（Intellectual Property）を利用して開発・運営されているゲームを指します。

（注2）ブロックチェーンゲームとは、暗号資産（仮想通貨）の基盤技術であるブロックチェーンを利用したゲームのことを指します。

（注3）オンラインクレーンゲームとは、ショッピングモールやゲームセンター等に設置されているものと同様のクレーンゲーム機をユーザーがスマートフォンで遠隔操作することで、様々な景品

を取得し、獲得したユーザーにその景品を配送するサービスを指します。

(注4) ライブゲームとは、ライブ配信中の配信者と視聴者が参加できるゲームのことを指します。

(2) 資金調達の目的

そこで、当社グループは、当該事象又は状況の解消を図るべく、国内・海外 IP の獲得により新規タイトル開発及び IP ポートフォリオの拡充を行い、収益源の多様化を進めております。それによって収益構造が改善され、財務基盤の安定化が進んでおりますが、当該状況の早期解消を目指すとともに、当社事業の持続的かつ安定的な運営を実現するためには、より強力な更なる打ち手が必要であると認識しております。

具体的には以下①及び②に記載の施策を進めたいと考えており、そのための資金を確保する必要があります。

① M&A 資金

当社は、収益構造の改善の一環として、2025 年 8 月にリリースした『忘却前夜』を皮切りに国内・海外 IP の新規タイトルの獲得及び開発を進めております。今後も獲得した IP を活用したサービスの提供を積極的に進めていく予定ですが、どれほど完成度の高いタイトルを開発してもリリース後に市場でユーザーに認知されなければ当然収益化には繋がりません。特に現在のモバイルゲーム市場は、年間 136 本を超える新作が競合するため（出典：App Annie Japan 株式会社 プレスリリース「data.ai (旧 App Annie)、2023 年に日本国内でゲームアプリが計 137 億 4,800 万ダウンロードされたことを発表」2024 年 2 月 6 日）、リリース後のマーケティング戦略こそがタイトルの成功の成否を決定づける重要な要素となっており、当社としても重点的に取り組むべき領域と認識しております。

かつて当社にはマーケティングを専門に担当する社員が在籍し、タイトルの特性や当社の理念を踏まえた統合的なマーケティング活動を展開していましたが、同担当者の退職以降は専任者が不在となったことから、現在は外部業者も活用しながらマーケティング業務を進めています。しかし、外部業者は個々のキャンペーン単位では一定の成果を上げる一方で、その性質上、どうしても断片的になる傾向があり、当社全体のブランド方針や長期的な IP 戦略を踏まえた一貫したマーケティングを行うには適していません。

当社としては、タイトル単位の単発の広告宣伝ではなく、当社のブランドや、イメージ、ポリシーなどを念頭に置いた多角的、総合的な視点で、当社サービスを統合的にデザインするマーケティングを目指しており、そのためには、当社のビジネスへの深い理解と、長期的な視野でブランド価値を共に創り上げるパートナーが不可欠となります。

そのような中、当社は以前からマーケティングに関する業務提携先の紹介を各仲介会社に依頼しており、そのなかで 2024 年 10 月に仲介会社の一つからご紹介いただいたのが岡崎氏でした。岡崎氏は、これまでゲームアプリの広告経験こそありませんが、バーチャル YouTuber (VTuber) を中心としたプロモーションやライブ配信、タレントマネジメント等の分野で、SNS 運用やデジタル広告など、デジタルマーケティングに関する豊富な知見と実績を有しています。また、同氏が代表取締役を務める株式会社オカザキホールディングス（以下「オカザキホールディングス」といいます。）は、2025 年 8 月、動画配信クリエイターを中心としたエンタメ事業を柱とする SUPER STATE HOLDINGS 株式会社から、MBO を通じて PR 支援、ライブ・イベント DX、ライバーマネジメント、3DCG 制作等を行う以下の 6 社の株式を譲り受け、グループとして、ライブやイベントの企画制作、グッズの企画制作販売、デジタルコンテンツの企画制作等エンタメコンテンツを中心としたプロデュース事業を展開しております。

- (1) コミックス株式会社 (PR・プロモーション・マーケティング・ブランディング等、コミュニケーション戦略の設計、コンサルティング及び実行支援)
- (2) 3bitter 株式会社 (ライブ・イベント向けの体験コンテンツ、DX、モバイルオーダーサービスの開発・提供及び運用)
- (3) 株式会社ボンド (ライバーサクセス事業及び Web システム制作)
- (4) 株式会社スカラベスタジオ (ソーシャルゲーム及び遊技機向け 3DCG 映像制作)
- (5) 株式会社トゥエンティフォー (無人型スイーツ販売店のフランチャイズ)

(6) 株式会社エスエルピー（各種コンサート・イベントの企画制作及びプロデュース）

これらの子会社は、エンターテインメント領域において独自の専門性と機能を担っており、オカザキホールディングスは、各子会社の事業ドメインを組み合わせることで、グループ内のシナジー最大化を図り、エンターテインメント領域における新たな事業価値の創出に取り組んでおります。まさに当社が求める総合的・戦略的マーケティングを推進する上で、オカザキホールディングスのグループ企業が持つネットワークやクリエイティブ制作力、デジタルマーケティングに関するノウハウは、極めて有効に機能すると考えています。また、オカザキホールディングスも当社のようなゲーム会社との業務提携を検討されていたことから、両社の方針が一致し、今回、オカザキホールディングスと同社の株式取得を伴う資本業務提携を結ぶこととなりました。今回の資本業務提携は、単にマーケティングに関する委託先を確保するのではなく、オカザキホールディングスとのシナジーを活かして当社のマーケティング体制そのものを再構築し、IPを起点とした全方位的なブランド戦略を共同で推進することを目的としています（詳細につきましては、本日公表の「株式会社オカザキホールディングスとの資本業務提携及び第三者割当増資引受け等による同社株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」をご覧ください。）。

かかる資本業務提携に伴い、両社のパートナーシップをより強固なものにするために、オカザキホールディングスの株式の取得及び増資の引受けをするため、本資金調達により充当したいと考えております。

なお、M&A資金において、現時点でオカザキホールディングス以外に具体的に決定しているその他のM&A案件はございませんが、今後、マーケティング以外の領域において、当社の獲得したIPとシナジーが生み出せる企業との資本業務提携等は当社の重要な課題であり、各仲介会社、ジーエフ社に加え、今後は資本業務提携先として当社の事業内容や強み・課題を深く理解しているオカザキホールディングスからも当社の特性を踏まえた適切な候補先を紹介いただけることが期待できる中で、必要な場合にはその機会を逸することなく機動的に資金を配分することが求められるため、事前に資金を調達しておくものであります。仮に支出予定期間内にその他のM&Aの実行に至らなかった場合、下記「② 暗号資産事業（新規事業）の事業用資金」に充当することを予定していますが、今後、具体的なM&A及び資本業務提携が具体化した場合には、速やかに開示いたします。なお、本資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

② 暗号資産事業（新規事業）の事業用資金

a. 事業開始の目的

当社は、以前より、既存事業の発展に加えて、新たな収益基盤の模索及び事業の多角化を進めることにより、企業グループ価値の更なる向上を目指してまいりましたが、このたび、中長期的な企業価値の向上と財務基盤の強化を目的として、暗号資産の購入及び運用事業を新たに開始します（詳細につきましては、本日公表の「新たな事業（暗号資産の購入及び運用事業）の開始に関するお知らせ」をご覧ください。）。

近年、ブロックチェーン技術の発展や法制度の整備が進展したことに伴い、暗号資産は国際的な金融市場において重要性を増し、世界的に新たな資産クラスとして定着しつつあります。特に、ビットコイン（BTC）やエクスペアールピー（XRP）などの主要暗号資産は、発行上限による希少性や、ブロックチェーンによる透明性・分散性、そして即時・低コストでの価値移転という特性を有し、将来的な価格上昇・利用拡大が見込まれる資産と考えています。一部の上場企業においてもビットコインを財務準備資産として保有する動きが広がるなど、長期的な資産保全の手段として認知されつつあります。

もともと、暗号資産は、発行上限による希少性やブロックチェーン技術による透明性・分散性等の特長を有しておりますが、一方で、市場流動性の低下や投機的取引等に起因する価格変動リスク、外部からの不正アクセス等による資産流出リスク、並びに各国の規制動向に伴う取引制限リスク等を内包しております。当社は、これらのリスクを十分に認識し、投資規模及び保有比率を慎重に検討のうえで、適切なリスク管理体制を構築してまいります。

当社においては、事業成長に伴う資産運用の一環として、これらの暗号資産を戦略的に取得・運用する

ことで、長期的な資産価値の向上、ステーキング等による安定的インカムゲインの獲得、将来的な資本政策の柔軟性向上を図り、財務基盤の安定化を図りたいと考えております。

また、当社が展開するエンターテインメント&ソリューション事業において、今後、ブロックチェーン技術やデジタルアセットの活用による新たなビジネスモデルの可能性を模索すべく、まずはそのための知見の蓄積としても位置付けております。

b. 事業開始の背景

世界的な金融市場の多様化とデジタル経済の拡大を背景に、企業が保有資産を効率的に運用するための手法として、暗号資産への投資が新たな選択肢として注目されています。暗号資産市場では、制度面の整備が進みつつあり、主要国の金融機関や上場企業においても暗号資産の保有・運用・決済利用が徐々に進展しています。

こうした市場環境の中で、当社は暗号資産に関して、以下の2点を戦略的意義として捉えています。

イ. 新たな収益機会の創出

暗号資産は、単に保有して価格上昇を待つだけでなく、保有資産を運用することによって収益を獲得できる資産クラスであります。代表的な仕組みとして「ステーキング (Staking)」があり、これは暗号資産を一定期間ブロックチェーン上に預け入れることにより、ネットワーク運営に貢献した報酬を得るものであります。これにより、当社は、銀行預金の利息に類する安定的なインカム収益を獲得できる可能性を有しております。さらに、暗号資産の市場価格が上昇した場合には、キャピタルゲイン (値上がり益) を得ることができることから、当社にとっては、価格変動による利益と運用報酬による利益の双方を得られる可能性を有する新たな収益機会の拡大が期待されます。当社は、これらの運用機会を活用し、既存事業に依存しない継続的な収益源の確保を図って参ります。

ロ. 事業シナジーの拡大

暗号資産の基盤となるブロックチェーン技術は、当社のゲーム事業との親和性が高く、今後の事業展開における重要な技術基盤として位置付けております。近年、ゲーム及びデジタルコンテンツ領域においては、ブロックチェーン技術を活用した「NFT (非代替性トークン)」や、ユーザーが参加して報酬を得る「Play to Earn」型のビジネスモデルなどが登場しており、デジタル資産を介した新たな顧客体験や経済圏の構築が進展しております。

当社においても、暗号資産事業を通じてブロックチェーン及び Web3 関連企業への投資・提携を推進し、技術・人材・ノウハウの共有を通じて事業領域を拡大することで、既存事業とのシナジーを最大化して参ります。

c. 事業の概要

- ・暗号資産 (ビットコイン (BTC) やステーキング対象の主要暗号資産 (イーサリアム (ETH)、ソラナ (SOL) 等)) への投資
- ・暗号資産の保有を通じた資産の多角化及び価値保全
- ・暗号資産及びブロックチェーン技術を活用した既存事業の高度化及び新規事業の創出

d. 今後の展開

取得した暗号資産は、当社グループの資本戦略・運用方針に基づき、安全性と透明性を確保した上で適切に管理・運用いたします。

また、暗号資産の価格変動リスクについては、複数銘柄への分散投資を基本として、段階的な取得を採用することで、市場の変動に柔軟に対応します。さらに、ステーキングによるインカムゲインを通じて保有資産から安定収益を確保して、資本効率とリスク低減を図ります。

e. リスク管理方針

当社は、暗号資産の保有・運用に際しては、企業としての健全性と透明性を確保するため、以下の観点からリスク管理を徹底いたします。

(価格変動リスクへの対応)

暗号資産の価格は、需給動向、国際的な規制環境、地政学的リスク、金利動向などのマクロ経済情勢等により大きく変動する可能性があります。このため、当社は以下の方針により価格変動リスクの低減を図っております。

イ. 分散投資

投資対象を複数の主要暗号資産（ビットコイン、エックスアールピー等）に分散することで、特定銘柄の下落による影響を軽減いたします。

ロ. 段階的取得

一括取得ではなく段階的な取得を行い、市場動向や取得時期を勘案した上で投資判断を実施いたします。

ハ. 定期モニタリング

価格下落時には、保有資産の含み損状況を経営会議及び取締役会で定期的に確認し、必要に応じて取得方針や保有比率を見直します。

ニ. 収益的ヘッジ

併せて、ステーキング等による運用収益の確保を通じ、価格変動によるリスクを一定程度ヘッジする運用手法を採用しております

(管理体制・内部統制)

当社は、事業特有のリスクを認識し、以下のとおり万全の管理体制及び開示体制を構築してまいります。

イ. 価格変動リスク

本新株予約権の第三者割当による調達予定額を上限として開始し、運用・安全・会計面の精緻な確認を経て、取締役会の承認を条件に段階的に投資規模を見直してまいります。

ロ. セキュリティリスク

暗号資産の管理に関しては、信頼性の高い取引所を利用し、社内の仕組み・ルールを構築し、最高水準のセキュリティの確保に努めます。

ハ. 法規制・会計リスク

暗号資産に精通した監査法人及び弁護士、税理士と緊密に連携し、常に最新の規制に準拠した透明性の高い事業運営・開示を行ってまいります。

(制度・会計・開示面での対応)

当社は、暗号資産に係る会計処理及び開示について、以下のとおり対応してまいります。

- ・評価差損益の認識や減損判定については、監査法人との協議の上で適切に判断いたします。
- ・事業環境の変化や制度改正が当社の財務状況に影響を与える場合には、法務顧問及び監査法人と連携し、必要な開示・対応を迅速に実施いたします。
- ・暗号資産に関連する取引内容やリスクについては、有価証券報告書、決算短信等において適時・適切に開示してまいります。

(その他のリスク認識)

当社は、以下のリスクについても認識し、対応策を講じてまいります。

イ. システム障害・サイバー攻撃リスク

セキュリティが高い取引所を選定することで、リスクを回避します。

ロ. 流動性リスク

市場急変時においても迅速な資金化が可能となるよう、流動性を考慮したポートフォリオを構築します。

ハ. 法令遵守リスク

暗号資産交換業者等の取引先に対し、登録状況やコンプライアンス体制を確認の上取引を行います。

当社は、これらのリスク管理方針に基づき、暗号資産事業を健全かつ持続的に運営することにより、財務基盤の安定化と株主利益の向上を目指してまいります。

なお、今回の本資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

（1）資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が EVO FUND に対し MS ワラントである第 11 回新株予約権並びに G ファンド、石井氏及び岡崎氏に対し固定ワラントであるものの当社取締役会の決議により行使価額を修正することのできる第 12 回新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、資金調達の確実性と市場への影響のバランスを考慮し、確実な資金調達を目的とする第 11 回新株予約権（MS ワラント）と、市場環境に応じた柔軟な資本政策を可能とする第 12 回新株予約権（当社の選択により行使価額の修正が可能な固定ワラント）の両者を組み合わせることで、短期的な資金需要への対応と中長期的な資本基盤の強化を両立させることを目的としております。

なお、各本新株予約権の発行要項には、以下の規定が定められています。

行使価額の修正

（a）第11回新株予約権（MSワラント）

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の 8 取引日後の日に 2 回目の修正がされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正されます。

行使価額が修正される場合、行使価額は、初回の修正においては2025年11月20日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正され、第2回目以降の修正においては、修正日に、価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。なお、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、初回及び2回目以降の2段階の修正スキームを採用しております。

（b）第12回新株予約権（固定ワラントであるものの当社の選択により行使価額を修正可能）

2026年6月26日以降、第12回新株予約権の行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合（なお、当社取締役である石井氏は、第12回新株予約権の割当先であり、当該決議については会社法369条2項の特別利害関係者に該当することから、参加しません。）、行使価額は、決議日の直前取引日（但し、決議日の直前取引日（本項において「直前取引日」とは、同日に取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。）の16時までにかかる決議を行う旨を第12回新株予約権者に通知していた場合に限りです。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます。行使価額の修正は、株価が当初の行使価

額を上回っている状況でも行う可能性はあり、当社の資金ニーズと市況等を加味して随時決定を行います。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

上記にかかわらず、①第12回新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は上記の修正に係る取締役会決議を行うことができません。

当社は、第12回新株予約権の行使価額の修正を決議するに際して、当該修正が行われる時点の株価状況や資金需要等の諸般の事情を考慮した上で修正するかどうかを判断する予定です。なお、当社は、第12回新株予約権の行使価額の修正を取締役会が決議した場合には、その旨を開示します（なお、当社取締役である石井氏は、第12回新株予約権の割当先であり、当該決議については会社法369条2項の特別利害関係者に該当することから、参加しません。）。

（2）資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討する中で、2025年9月より、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）に相談をしたところ、同月にEJS から本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。

EJSより提案を受けた本スキームのうち、第11回新株予約権は、当面の資金需要を満たす資金を高い蓋然性をもって調達できるように行使価額修正条項を付した設計であり、他方で、第12回新株予約権は、当社の取締役会の決議がない限り行使価額が固定され、株価の下落リスクを回避しつつ、中期的な期間で当社に必要な資金の調達が期待できることを期待した設計となっております。

第11回新株予約権の発行後の行使に伴う当社普通株式の市場での売却によって株価が下落し、第12回新株予約権の行使価額を下回った場合、第12回新株予約権の行使が進まないリスクがありますが、第11回新株予約権で調達した資金を「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当することで、第11回新株予約権の株価下落圧力を上回る企業価値の向上を実現するとともに、当社の取締役会の決議により第12回新株予約権の行使価額を修正して行使を促進することも可能であり、第12回新株予約権に基づく中期的な資金調達と合わせて、短期的かつ中期的な資金調達を実現することができると判断しました。

また、当社は、下記「（3）本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「（4）他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途に必要な資金を、既存株主の利益に配慮しつつ一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

（3）本資金調達の特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① ディスカウントなしでの株式発行

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、第11回新株予約権の行使価額は、初回の修正においては2025年11月20日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ3取引日の終値の単純平均値の100%と設定されているため、株価上昇時には当該行使価額が修正日前日終値

の株価の 90%を下回る可能性はありますが、あらかじめ参照株価からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは少なく、さらに、株価下降時にはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参照株価からディスカウントがなされない第 11 回新株予約権においては、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、行使時点の市場株価をより適切に反映した形での行使が可能となるものと考えており、第 11 回新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にもできる限り配慮された設計となっております。また、第 11 回新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、ディスカウントがある場合よりも行使により調達できる金額が大きくなることが期待されます。

② 異なる行使価額の設計の組み合わせによる柔軟な資金調達

本スキームにおいては、新株予約権を 2 回のシリーズに分け、行使価額について異なる設計を設けているため、上記「(2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、株価動向に応じた柔軟な資金調達が可能となります。

(a) 株価に応じて修正される行使価額による資金調達

行使期間中に株価が上昇する場合、第 11 回新株予約権の行使により速やかに行使を行う可能性があり、迅速に一定の資金調達が実施されることが期待されます。

(b) 資金調達の必要性に応じた取得

第 11 回新株予約権には取得条項が付されているため、第 11 回新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の裁量により、第 11 回新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、第 11 回新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。

(c) 固定の行使価額による資金調達

第 12 回新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定されており、当社が希望する場合は、株価又は資金調達の状況に応じて行使価額の修正を行うことができます。

③ 資金調達コストの削減

2 シリーズの新株予約権を同時にかつ大規模な資金調達を一度に決議及び発行することにより、中長期にわたって複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。

④ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計 200,000,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

⑤ 行使価額修正条項・選択権

上記①に記載のとおり、本新株予約権のうち第 12 回新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額を修正することが可能です。行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に、行使価額を修正することにより、資金調達額の増額を促すことができる等、機動的な資金ニーズにも対応することが可能です。

⑥ 株価への影響の軽減

行使価額の修正が行われる場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

⑦ 行使時期の分散

本スキームにおいて 2 回号の本新株予約権は同時に発行するものの、これらの行使期間及び行使価額修

正方法が異なることから、それぞれの行使がされる期間は重ならないと想定され、一時期に発生する希薄化も限定的となることが期待できます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価下落・低迷時に、資金調達額が減少する可能性

株価が長期的に行使価額を下回る状況等では、本新株予約権の行使に伴う資金調達が当初の想定通りにはできない可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

EVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、EVO FUNDが本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があり、当該売却により当社株価への下方圧力が生じる可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 不行使期間が存在しないこと

本スキームにおいては、円滑な行使の促進を重視する観点から、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面において権利行使を停止する等、権利行使を当社がコントロールすることは困難です。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

現在の当社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受け手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりません。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では資力等の問題から割当予定先である既存株主の参加率が非常に不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

(c) 新株式の第三者割当増資

現在の当社の財務状況に鑑みると、現時点で当社の株式を第三者割当により引き受けていただける適切な投資家は存在しないと考えております。実際、これまでに数社から口頭ベースの打診は受けたものの、いずれも具体的な協議には至りませんでした。したがって、第三者割当増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりません。

(d) 包括的新株発行プログラム (STEP)

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができない等の柔軟性に欠ける点があります。これらの点を考慮の上、STEPは今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

② 転換社債型新株予約権付社債 (CB) (転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債 (MSCB) を含む。)

CBは、発行時に払込金額の全額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性が高いため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。また、MSCBは、発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額の修正が一切なされない設計の新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性・柔軟性は本スキームと比較して低いため、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債、又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下する他、収益の安定性、担保力、現在の収益力が重視される傾向があり実際の調達には困難が伴うことから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	11,157,400,000 円
② 発行諸費用の概算額	56,601,000 円
③ 差引手取概算額	11,100,799,000 円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額（第 11 回新株予約権について 3,500,000 円、第 12 回新株予約権について 3,900,000 円）と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（第 11 回新株予約権について 4,130,000,000 円、第 12 回新株予約権について 7,020,000,000 円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用（5 百万円）、有価証券届出書作成費用（1 百万円）、本新株予約権の算定評価報酬費用（1 百万円）、登記費用等（48 百万円）の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約 11,100 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途		金 額 (百万円)	支出予定時期
①	M&A 資金 (オカザキホールディングス)	892	2026 年 1 月～2027 年 6 月
②	M&A 資金 (その他)	1,108	2026 年 1 月～2027 年 6 月
③	暗号資産事業 (新規事業) の事業用資金	9,100	2026 年 1 月～2030 年 12 月
合 計		11,100	—

- (注) 1. 当社は、本新株予約権により調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 上記具体的な使途につき、①から順に充当いたしますが、支出予定時期において具体的な M&A 案件がない場合は、③に充当する予定であります。
3. 資金使途又は金額について変更があった場合には、その内容を速やかに開示・公表いたします。

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① M&A 資金 (オカザキホールディングス)

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、オカザキホールディングスとの資本業務提携を伴う同社の株式取得等の資金として充当します。なお、当該資金額について、当社は、オカザキホールディングスグループに対して外部専門家による法務・財務デューデリジェンスを実施し、かかるデューデリジェンスの結果や、オカザキホールディングスの株式価値の算定結果等を踏まえて、同グループの財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねて慎重に決定したものであり、妥当なものと判断しております。

② M&A 資金 (その他)

現時点において具体的な M&A 案件はございませんが、当社は、既存事業とのシナジー創出及び中長期的な収益基盤の強化を目的として、M&A の実行を重要な経営戦略の一つと位置付けております。M&A は、案件の持ち込みから条件協議、デューデリジェンス、最終契約及びクロージングに至るまで一定のリードタイムを要し、少なくとも 3～6 か月程度の期間を要することを想定しております。このため、当社は M&A の実行を決定した段階で、調達資金を速やかに充当し、クロージングまでの必要資金を確実に確保することを方針としています。

そして、今後、主にマーケティング以外の領域において、当社の獲得した IP とシナジーが生み出せる企業との資本業務提携等は当社の重要な課題であり、各仲介会社、ジーエフ社に加え、今後は資本業務提携先として当社の事業内容や強み・課題を深く理解しているオカザキホールディングスからも当社の特性を踏まえた適切な候補先を紹介いただけることが期待できる中で、必要な場合にはその機会を逸することなく機動的に資金を配分することが求められるため、事前に資金を調達しておくものであります。

具体的な M&A 案件が出てきましたら、十分に検討したうえで資金を充当します。

③ 暗号資産事業 (新規事業) の事業用資金

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、中長期的な企業価値の向上と財務基盤の強化を目的として、暗号資産の購入及び運用事業を新たに開始します。

当社としては、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、イーサリアム (ETH) 等の主要暗号資産を、単なる価格変動益の追求ではなく、ステーキングによる安定的な収益獲得を目的として、戦略的に取得・運用することを想定しています。

ステーキングのメリットとしては、銀行預金金利と比較して相対的に高い利回りが期待できる点や、獲

得した報酬を再投資することで複利効果が見込める点が挙げられます。一方で、ステーキング対象資産に限られていること、報酬率が低下する可能性があること、大きな価格変動により期待収益を下回るリスクがあることも認識しております。これらのメリット・デメリットを踏まえつつ、暗号資産を単に保有しているだけでは価格変動の影響をそのまま受けることとなる一方で、ステーキングを活用することで暗号資産の増加や、円貨報酬の獲得により収益源を増やす（単一の収益源に依存しない）ことが可能となります。これにより、中長期的な資産価値の向上に加え、継続的なステーキング収益を通じた財務基盤の強化が期待されます。

また、ステーキング機能を十分に活用し、安定的な収益源として機能させるためには、一定規模の投資が必要となります。上記「（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の金額規模であれば、ステーキング収益により当社の月次管理費用を概ね賄うことが可能となる水準が見込まれ、財務面での安定性向上に大きく資するものと判断しております。

以上の観点から、当社は財務基盤の強化と中長期的な企業価値向上を図るため、当該金額を調達額として設定しております。

なお、暗号資産の購入金額について、行使時において、株価が上がり、調達額が増えた場合及び、株価の低迷により調達予定額に届かない場合においても、実際の調達額を上限として暗号資産を購入します。いずれにおいても、充当金額や支出予定時期に変更が生じた場合は速やかに開示してお知らせします。

なお、前回までの資金調達の使途及び充当状況は下記のとおりです。

(a) 第２回無担保転換社債型新株予約権付社債、第７回新株予約権及び第８回新株予約権（行使価額修正条項付）による調達と充当状況

当社は、2022 年 11 月に「新規タイトル及び追加開発の費用・運営費用」「ゲーム支援事業（人材支援事業）の拡大」「事業構造転換」「借入金の返済」による収益の向上と安定した事業基盤を確保することを目的として第２回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第７回新株予約権を発行し、2024 年 9 月末までに合計して 488 百万円の資金を調達しました。

また、2022 年 11 月に発行した第８回新株予約権については、「新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金」として、業務提携等による事業パートナーとの協業案件の積み上げやゲームの周辺領域へ事業領域を拡張、事業規模の拡大を図ることを狙いとして発いたしました。当該第８回新株予約権の行使により、2023 年 12 月に 119 百万円の資金を調達しました。

具体的な使途、調達金額、充当金額、支出時期は、2024 年 12 月 26 日付有価証券報告書「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（４）発行済株式総数、資本金等の推移 ア．変更の理由」及び同「イ．変更内容」に記載した「手取金の使途」の変更のとおりであり、調達金額につきましては、すべて充当が完了しております。詳細は以下のとおりです。

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当金額 (百万円)	支出時期
① 新規タイトル及び追加開発の費用・運営費用	191	191	2022 年 11 月～2025 年 5 月
② 人材支援事業拡大のための事業資金	88	88	2022 年 11 月～2024 年 9 月
③ 事業構造転換のための資金	95	95	2022 年 11 月～2023 年 9 月
④ 借入金の返済	114	114	2022 年 11 月～2023 年 9 月
⑤ 新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金	119	119	2022 年 11 月～2025 年 9 月
合 計	607	607	

上表記載の資金使途の発行証券ごとの内訳は以下のとおりです。

（第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金）

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当金額 (百万円)	支出時期
① 新規タイトル及び追加開発の費用・運営費用	191	191	2022 年 11 月～2025 年 5 月
③ 事業構造転換のための資金	95	95	2022 年 11 月～2023 年 9 月
④ 借入金の返済	114	114	2022 年 11 月～2023 年 9 月
合 計	400	400	

(第 7 回新株予約権の発行及び行使による調達資金)

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当金額 (百万円)	支出時期
② 人材支援事業拡大のための事業資金	88	88	2022 年 11 月～2024 年 9 月
合 計	88	88	

(第 8 回新株予約権の発行及び行使による調達資金)

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当金額 (百万円)	支出時期
⑤ 新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金	119	119	2022 年 11 月～2025 年 9 月
合 計	119	119	

(b) 第三者割当による新株式発行

2024 年 9 月 11 日付「資本業務提携変更契約の締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」のとおり、当社がジーエフ社及び G ファンドと資本業務提携変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結し、当社が G ファンドに対して第三者割当による新株式の発行を行い、99 百万円を調達しました。調達金額につきましては、すべて充当が完了しております。詳細は以下のとおりです。

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当金額 (百万円)	支出時期
新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金 ・「KISSMILLe」にて配信するコンテンツの制作費用 ・有名 IP のシナリオ化権及び商品化権等の獲得費用 ・推し活グッズの制作費用及び販売費用	97	97	2024 年 9 月～2025 年 9 月
合 計	97	97	

(c) 第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権による調達と充当状況

2024 年 12 月に発行した第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権については、2024 年 11 月 21 日付「第三者割当による第 9 回及び第 10 回新株予約権の発行及び買取契約の締結、定款の一部変更並びに第 7 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、収益構造を改善することを目的として、国内外を問わず新たなタイトル・プロジェクトの獲得と開発・運営を拡大させるために①新規タイトルの開発・運用資金、②開発要員確保に係る資金に充当する予定です。2025 年 11 月 19 日時点で、791 百万円の調達が完了しており、2025 年 9 月末日時点の充当状況は以下のとおりです。

具体的な使途	調達予定金額 (百万円)	充当金額 (百万円)	支出予定時期
① 新規タイトルの開発・運営資金	950	385	2024 年 12 月～2027 年 3 月
② 開発要員確保に係る資金	70	6	2024 年 12 月～2027 年 12 月
合 計	1,020	392	

上記(a)～(c)における資金使途と、本資金調達の資金使途とは重複するものではなく、また資金使途の変更の予定也没有ありません。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりにより充当することで、当社の収益性を改善し、継続企業としての価値を向上させることが期待されるため、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。

当社は、赤坂国際会計が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定しました。

なお、赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2025年11月19日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（59円）、予定配当額（0円／株）、無リスク利子率（1.3%）、ボラティリティ（49.7%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合（12.5%）の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に一日当たりの想定売却数に応じた一定の水準の割当予定先に対する株式処分コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第11回新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の5円、第12回新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の3円としています。

本新株予約権の行使価額は当初、第11回新株予約権については59円（2025年11月19日の終値）、第12回新株予約権については54円（2025年11月19日の終値の90%に相当する金額（1円未満端数切上げ））に設定されており、その後の行使価額は、第11回新株予約権については、修正日に、価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、初回の修正においては2025年11月20日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額）に修正され、第12回新株予約権については、行使価額の修正を当社取締役会が決議した日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます。

もつとも、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額となりますが、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の 50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。

上記の本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えております。

また、当社監査等委員会からも、当社取締役会に対して、払込金額を含む本新株予約権の発行条件については、割当予定先に特に有利ではなく、本新株予約権の発行は適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価結果は合理的な公正価格を示していると考えられ、払込金額も、評価結果として表示された評価額と同額であることを判断の基礎としております。

しかしながら、本新株予約権の価値は当社普通株式の株価の変動によって変化していくものと考えられるところ、本日別途開示しております「株式会社オカザキホールディングスとの資本業務提携及び第三者割当増資引受け等による同社株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」及び「新たな事業（暗号資産の購入及び運用事業）の開始に関するお知らせ」の公表により当社普通株式の株価が変動する可能性があり、かかる将来の当社普通株式の株価の変動可能性を過去の当社普通株式の株価及びそのボラティリティの限度でしか考慮していない評価額と本新株予約権の払込価額が同額であることをもって、本新株予約権の払込価額が本新株予約権の割当予定先にとって「特に有利な金額」ではないと確定することは難しい状況にあります。このため、株主の皆さまの意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第 238 条第 3 項に基づく有利発行に基づく株主総会の特別決議による承認を条件として本新株予約権を発行することといたしました。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により発行される当社普通株式数 200,000,000 株（議決権数 2,000,000 個）は、2025 年 11 月 19 日現在における発行済株式総数 67,355,233 株（議決権総数 673,329 個）に対して、296.93%（議決権総数に対し 297.03%）（小数点以下第 3 位を四捨五入）にあたります。

したがって、既存株式の希薄化率が 25%以上となることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本定時株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続きを取らせていただくことといたしました。

本資金調達には、既存株式の大規模な希薄化及び株主構成の変化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にご多大なる不利益を与えることとなりますが、上述の当社の財務状況及び緊急の資金需要を考慮し、当社は、収益構造を改善し抜本的な構造改革を完遂するためには現時点で最大限調達可能な資金を調達する必要があると判断しております。

また、EVO FUND の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのこと。EVO FUND が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、本新株予約権のうち、第 11 回新株予約権は、18 ヶ月間、第 12 回新株予約権は、約 5 年間にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなります。すなわち、本新株予約権の発行時に合計 2,000,000 個の新株予約権が行使され、同時に 200,000,000 株の新株が一度に発行されるものではないため、

大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。

また、新株予約権を資金調達的手段とすることにより段階的に資金調達を行えると共に、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(3) 本スキームの特徴[メリット]」に記載のとおり、本スキームにおいて2回号の新株予約権を使い分けることにより、希薄化による影響を限定しつつ当社の必要とするだけの資金調達が実現しやすくなるよう、設計がなされております。

更に、今回の資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 200,000,000 株に対し、取引所における当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,813,690株であつて、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。

したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本定時株主総会にて株主の皆様の意思確認手続きを取らせていただくことといたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① EVO FUND

① 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組 成 目 的	投資目的	
⑤ 組 成 日	2006年12月	
⑥ 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約232.7百万米ドル(2025年8月31日現在)	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有)	
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国 内 代 理 人 の 概 要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円
⑩ 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表 者 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間 の 関 係	該当事項はありません。

(注) EVO FUND の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年11月19日現在におけるものです。

当社は、EJSにより紹介されたEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係性を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO

FUND が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUND からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒四丁目 26 番 4 号、代表取締役：中村勝彦）に EVO FUND 並びに直接及び間接の持分を合算してその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び EVO FUND の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025 年 10 月 14 日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、EVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

② G ファンド

(a) 名 称	G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合 (ジーフューチャーファンドイチゴウトウシジギョウユウゲンセキ ニンクミアイ)	
(b) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号	
(c) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任 組合	
(d) 組 成 目 的	投資先企業の企業価値向上を通して、組合員の財産を最大化するこ とを目的とする。	
(e) 組 成 日	2023 年 9 月 7 日	
(f) 出 資 の 総 額	30億円	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	(無限責任組合員) ・ トラストアップ株式会社 0.06% (有限責任組合員) ・ ジーエフホールディングス株式会社及びその関係会社 98.68% ・ 株式会社プレンティアー 0.06% ・ 個人 1.2%※ ※個人名については、守秘性の高い情報であるため、当該ファンド の方針（出資者との守秘義務契約）により控えさせていただきます。	
(h) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	トラストアップ株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴江 正幸
	事業内容	投資事業組合、投資事業有限責任組合及 び匿名組合財産の運営及び管理、経営コ ンサルティング、不動産事業
	資本金	2,000 万円
(i) 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの 間 の 関 係	当社株式を 21,686,000 株（議決権比率 36.52%）保有しております。（2025 年 9 月 30 日現在） 人的関係・取引関係はありません。 また、関連当事者にも該当しません。
	当社と業務執行組合員と	資本関係・人的関係・取引関係はありま

	の間の関係	せん。 また、関連当事者にも該当しません
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) G ファンドの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025 年 11 月 19 日現在におけるものです。

当社は、割当予定先である G ファンド及びその出資者であるジーエフ社と代表取締役である児玉和宏氏、トラストアップ株式会社と代表取締役である鈴江正幸氏、株式会社プレンティアーと代表取締役である尾持繁美氏、gf.P 株式会社と代表取締役である浅見幸正氏について、反社会的勢力等と何らかの関係性を有していないか確認するため、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、G ファンドが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、G ファンドからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒四丁目 26 番 4 号、代表取締役：中村勝彦）に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025 年 11 月 4 日、G ファンド及びその出資者であるジーエフ社と代表取締役である児玉和宏氏、トラストアップ株式会社と代表取締役である鈴江正幸氏、株式会社プレンティアーと代表取締役である尾持繁美氏、gf.P 株式会社と代表取締役である浅見幸正氏に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。以上から総合的に勘案し、当社は G ファンド及びその出資者であるジーエフ社と代表取締役である児玉和宏氏、トラストアップ株式会社と代表取締役である鈴江正幸氏、株式会社プレンティアーと代表取締役である尾持繁美氏、gf.P 株式会社と代表取締役である浅見幸正氏については、反社会的勢力等との関係がないものと判断し、反社会的勢力等と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。なお、ジーエフ社は、G ファンドにおいて主要な出資者であり、その影響力により、G ファンドが当社株主としての権利行使を行う権限又はその指図権限、投資権限に対して、実質的な影響を与える可能性があります。

③ 石井氏

(a) 氏	名	石井 武
(b) 住	所	東京都世田谷区
(c) 職業の内容		株式会社オルトプラス 代表取締役 所在地：東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号 事業の概要：ソーシャルゲームの企画、開発及び運営、IT サービスの開発及び運営支援
(d) 上場会社と当該個人との間の関係		当社の株主及び代表取締役であります。 当社普通株式 1,810,700 株を保有しております。

(注) 石井氏の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025 年 11 月 19 日現在におけるものです。

当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、石井氏から、石井氏が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒四丁目 26 番 4 号、代表取締役：中村勝彦）に石井氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025 年 7 月 25 日、石井氏に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。以上から総合的に判断し、当社は、石井氏については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

④ 岡崎氏

(a) 氏	名	岡崎 太輔
(b) 住	所	神奈川県相模原市
(c) 職業の内容		株式会社オカザキホールディングス 代表取締役

	所在地：東京都港区南青山二丁目2番8号 事業の概要：関連子会社事業支援及び経営戦略の立案・実行
(d) 上場会社と当該個人との間の関係	出資関係・人事関係・資金関係・技術又は取引等関係：すべて該当事項はありません。

(注) 岡崎氏の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年11月19日現在におけるものです。

当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、岡崎氏から、岡崎氏が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒四丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）に岡崎氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年10月2日、岡崎氏に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、岡崎氏については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① EVO FUND

当社は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ蓋然性の高い資金調達手法について、検討してまいりました。

そのような中で、EJS に 2025 年 9 月より相談したところ、同社から本新株予約権による資金調達に関する提案を同月に受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株式ではなく、新株予約権を発行することから一度に大規模な希薄化が生じ株価に直接的な影響を与えるものではなく、また、第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権はいずれも同時に発行されるものの、行使期間や行使価額修正の方法が異なることから行使時期が重ならず、一時期に発生する希薄化が限定的となることが期待される点において、既存株主の利益に配慮しながら、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、本スキームのメリット・デメリット及び他のスキームを勘案の上、資金使途に必要な資金を、既存株主の利益に配慮しつつ一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定し、同社を割当予定先として選定いたしました。

EVO FUND は、上場株式への投資を主たる目的として 2006 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、上場会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。割当予定先である EVO FUND は、マイケル・ラーチ以外の出資者はおりません。

割当予定先の関連会社である EJS が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（住所：Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EJS の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

② G ファンド

当社は、2023 年 12 月 25 日付「ジーエフホールディングス株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、ジーエフ社との資本業務提携を締結しております。その際の資本提携内容として

ジーエフ社が出資する G ファンドが当社普通株式を保有することとしております。この資本提携にあたっては、当社が EVO FUND に発行した第 8 回新株予約権のうち半数にあたる 843,000 株分を、EVO FUND が行使した後に、G ファンドに譲渡したことで成立しております。また、資本提携関係の更なる強化を目的として、残存する第 8 回新株予約権の 843,000 株分を同様のスキームで取得していただくべく準備を進めてきましたが、当社株式の株価が第 8 回新株予約権の下限行使価額を下回っていたことから、2024 年 9 月に第三者割当増資にて当社普通株式 843,000 株を G ファンドに割り当てることとし、2024 年 9 月 11 日付「資本業務提携変更契約の締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社、ジーエフ社及び G ファンドにおいて、資本業務提携変更契約を締結することで資本関係の強化を実現いたしました（未行使の第 8 回新株予約権 843,000 株分につきましては、第三者割当増資の実施に合わせて取得及び消却しております。）。

なお、この資本提携の強化にあたっては、当社、ジーエフ社及び G ファンドと資本業務提携契約を再締結しております。

その後、2024 年 12 月に G ファンドを割当先とする第 9 回新株予約権を発行しました。2025 年 11 月 19 日現在で 27,953,200 株分の行使が完了しております。残りの未行使分（16,000,000 株）の半分について、本日公表の「第 9 回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ」に記載のとおり、岡崎氏に譲渡する予定です。

G ファンドとしては、当社の株価水準を踏まえ、自らが第 9 回新株予約権の未行使分を行使する選択肢が取れる中、当社グループの財政状況や、当社が事業の持続的かつ安定的な運営を実現するために、オカザキホールディングスとの資本業務提携の協議を進めていることを踏まえ、岡崎氏に第 9 回新株予約権の未行使分を譲渡し、株主としてのインセンティブを付与することで、より一層、同氏が当社の企業価値向上に直接的にコミットすることが期待でき、ひいては株主全体の利益に資するとの判断に至ったことから、同氏に譲渡することを決定しました。

当社としても、業績回復を最重要課題と認識しており、資本業務提携先の代表取締役である岡崎氏が、当社の成長に向けて主体的に関与し、その成果に応じたインセンティブを有することは、提携効果の最大化に繋がると考えております。

なお、当社取締役執行役員管理本部長である石原優は、かかる譲渡が完了後、G ファンド及び岡崎氏は本定時株主総会までに各自が保有する第 9 回新株予約権をすべて行使する旨を口頭にて確認しております。したがって、第 9 回新株予約権は本定時株主総会までにすべて行使が完了する予定となっております。

現在、当社は収益構造の改善及び財務基盤の安定化を進めており、第 9 回新株予約権の行使による調達により、新規 IP タイトルの開発が進んでおりますが、更なる収益機会の確保を増やすため、ジーエフ社と新たな事業などの検討を重ねていたところ、EJS から、本新株予約権を発行する資金調達手段である本スキームの提案を受けたため、当社、ジーエフ社及び G ファンドの資本業務提携の継続性及び今後の発展に配慮するよう当社より依頼したところ、G ファンドも割当予定先とする提案を受けました。G ファンドについては、前述のとおり資本業務提携に基づく中長期での保有方針を確認していることから引受先として妥当であると判断し、2025 年 9 月下旬より本格的に検討を開始し、同年 10 月に割当予定先として選定いたしました。

③ 石井氏

石井氏は当社代表取締役であり、当社の中長期的な企業価値向上の観点からは、今後も同氏による中長期的な経営支援・事業支援が期待でき、同氏による経営への継続的な関与を維持することが望ましいと考えております。そこで、EJS から本スキームについて相談を受けた 2025 年 9 月頃、当社は、同氏から、自ら一定の資本を投入することで、当社の企業価値向上にコミットメントを示したい旨の申し出があったことから、当社としては、同氏が経営者としてさらに責任を持って取り組むことが可能となると考え、本氏を割当予定先として選定しました。

なお、新株式の発行も検討しましたが、新株式は発行と同時に既存株式の希薄化が生じる一方、新株予

約権は約5年間の行使期間にわたり行使されるため、希薄化が一度に全て発生しないことが想定されることから、既存株主への配慮を考慮し、新株予約権の割り当てに決定しました。

また、行使価額の修正は、当社の資金ニーズ及び市況等に合わせた資金調達ができる蓋然性を高めることを目的に設定しました。

④ 岡崎氏

当社は以前からマーケティングに関する業務提携先の紹介を各仲介会社に依頼しておりましたが、そのなかで2024年10月に仲介会社の一つから岡崎氏をご紹介いただきました。岡崎氏は、これまでゲームアプリの広告経験こそありませんが、バーチャル YouTuber (VTuber) を中心としたプロモーションやライブ配信、タレントマネジメント等の分野で、SNS運用やデジタル広告など、デジタルマーケティングに関する豊富な知見と実績を有しています。また、同氏が代表取締役を務めるオカザキホールディングスは、2025年8月、動画配信クリエイターを中心としたエンタメ事業を柱とする SUPER STATE HOLDINGS 株式会社から、MBO を通じて PR 支援、ライブ・イベント DX、ライバーマネジメント、3DCG 制作等を行う6社の株式を譲り受け、グループとして、ライブやイベントの企画制作、グッズの企画制作販売、デジタルコンテンツの企画制作等エンタメコンテンツを中心としたプロデュース事業を展開しております。これらの子会社は、エンターテインメント領域において独自の専門性と機能を担っており、オカザキホールディングスは、各子会社の事業ドメインを組み合わせることで、グループ内のシナジー最大化を図り、エンターテインメント領域における新たな事業価値の創出に取り組んでおります。まさに当社が求める総合的・戦略的マーケティングを推進する上で、オカザキホールディングスのグループ企業が持つネットワークやクリエイティブ制作力、デジタルマーケティングに関するノウハウは、極めて有効に機能すると考えています。また、オカザキホールディングスも当社のようなゲーム会社との業務提携を検討されていたことから、両社の方針が一致し、今回、オカザキホールディングスと同社の株式取得を伴う資本業務提携を結ぶこととなりました。今回の資本業務提携は、単にマーケティングに関する委託先を確保するのではなく、オカザキホールディングスとのシナジーを活かして当社のマーケティング体制そのものを再構築し、IP を起点とした全方位的なブランド戦略を共同で推進することを目的としています。（詳細につきましては、本日公表の「株式会社オカザキホールディングスとの資本業務提携及び第三者割当増資引受け等による同社株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」をご覧ください。）。かかる目的を達成するためには、上記6社の子会社を取りまとめているオカザキホールディングスの代表取締役である岡崎氏の協力が必要不可欠と考えております。そのため、両社のパートナーシップをより強固なものにして、中長期的な視点に立った協力体制を構築するためにも、岡崎氏が一定の資本を投入することで、当社の企業価値向上にコミットメントを示してもらい、責任を持って取り組むことが可能となると考え、当社は、本氏を割当予定先として選定しました。

なお、新株式の発行も検討しましたが、新株式は発行と同時に既存株式の希薄化が生じる一方、新株予約権は約5年間の行使期間にわたり行使されるため、希薄化が一度に全て発生しないことが想定されることから、既存株主への配慮を考慮し、新株予約権の割り当てに決定しました。

また、行使価額の修正は、当社の資金ニーズ及び市況等に合わせた資金調達ができる蓋然性を高めることを目的に設定しました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

① EVO FUND

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と EVO FUND は、第 11 回新株予約権につき下記の内容を含む本買取契約を締結します。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に EVO FUND が第 11 回を行使することにより取得される株式数（当該新株予約権を複数の者が保有している場合にあっては、当該行使が行われる日を含む暦月において当該複数の者による第 11 回新株予約権の行使により取得される当社普通株式の数を合算した株式数）が、第 11 回新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%（算出にあたっては、同一暦月において第 11 回新株予約権とは別の行使価額修正条項付新株予約権付社債等で当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る新株予約権等の行使期間が第 11 回新株予約権と重複するもの（当該新株予約権を除く第 11 回新株予約権を含みます。）を発行している場合には、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる株式数を合算するものとします。なお、第 11 回新株予約権の払込日時点において当社が発行する別回号行使価額修正条項付新株予約権付社債等がある場合には、上記「第 11 回新株予約権の払込日時点における上場株式数」は、当該別回号行使価額修正条項付新株予約権付社債等の払込期日時点における当社の上場株式数と読み替えます。）を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと（なお、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 436 条第 5 項第 4 号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができ、EVO FUND との本買取契約においてもその旨を定めております。）。
- (b) EVO FUND は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第 11 回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第 11 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) EVO FUND は、第 11 回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、EVO FUND が第 11 回新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。また、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

② G ファンド

G ファンドからは、第 12 回新株予約権の行使により取得する当社株式について、中長期保有の方針である旨を口頭で確認しております。権利行使を行うタイミングについては、当社の資金需要に応じて権利行使を行う方針であること、また、本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を、口頭により確認しております。

③ 石井氏

石井氏からは、第 12 回新株予約権の行使により取得する当社株式について、長期保有の方針である旨を口頭で確認しております。また、権利行使を行うタイミングは、当社の資金需要に応じて権利行使を行う方針であること、及び、第 12 回新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針であることを、口頭により確認しております。また、長期保有の方針であるものの、借入金の返済等を含めてやむを得ない事情により、当社株式を売却することもありえますが、その際は、顧問弁護士に相談の上、知る前計画の提出や取締役会への報告等、必要な手続きを経て売却する予定であることを、当社取締役執行役員管理本部長である石原優にてメールで確認しております。

④ 岡崎氏

岡崎氏からは、第 12 回新株予約権の行使により取得する当社株式について、長期保有の方針である旨を口頭で確認しております。また、権利行使を行うタイミングは、当社の資金需要に応じて権利行使を行う方針であること、及び、第 12 回新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針であることを、口頭により確認しております。また、長期保有の方針であるものの、借入金の返済等を含めてやむを得ない事情により、当社株式を売却することもありえますが、その際は、顧問弁護士に相談の上、知る前計画の提出や取締役会への報告等、必要な手続きを経て売却する予定であることを、当社取締役執行役員管理本部長である石原優にてメールで確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① EVO FUND

割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の 2025 年 9 月 30 日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産等の残高報告書を確認しており、第 11 回新株予約権の割当日において第 11 回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、第 11 回新株予約権の行使にあたって、EVO FUND は、基本的に第 11 回新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、EVO FUND は第 11 回新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUND は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、前述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を EVO FUND の純資産残高から控除した上でなお、第 11 回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第 11 回新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

② G ファンド

当社は、割当予定先である G ファンドの財政状態について、G ファンドの 2025 年 11 月 11 日時点における金融機関の通帳残高の写しを受領し、第 12 回新株予約権の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、ジーエフ社より直近 3 期分の決算報告書の提出を受け、その財務内容の精査をするとともにグループの経営状況をヒアリングした結果、第 12 回新株予約権の行使並びに G ファンドが保有する他社の新株予約権の行使に都度必要な資金を確保するための資金力は十分にあり、第 12 回新株予約権の権利行使は可能であると判断しております。

③ 石井氏

2025 年 10 月 29 日時点における金融機関の通帳残高の写しを受領し、第 12 回新株予約権の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認しました。また、第 12 回新株予約権を行使するために必要な資金につきましては、石井氏より、行使期間中に金融機関からの借入を利用する予定であり、上記資産残高と併せて第 12 回新株予約権の全部の行使に要する資金を確保する予定である旨を口頭で確認しております。なお、金融機関からの借入については本日以降、具体的な協議に移るとのことであり、現時点において金融機関から借入に関する確約はないとのことです。

このように、石井氏は金融機関からの借入により第 12 回新株予約権の行使に必要な資金を確保する予定とのことです。石井氏の資金確保の状況によっては第 12 回新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。

④ 岡崎氏

2025 年 10 月 27 日時点における金融機関の通帳残高の写しを受領し、第 12 回新株予約権の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認しました。また、第 12 回新株予約権を行使するために必要な資金につきましては、岡崎氏より、行使期間中に金融機関からの借入を利用する予定であり、上記資産残高と併せて第 12 回新株予約権の全部の行使に要する資金を確保する予定である旨を口頭で確認しております。なお、金融機関からの借入については本日以降、具体的な協議に移るとのことであり、現時点において金融機関から借入に関する確約はないとのことです。

このように、岡崎氏は金融機関からの借入により第 12 回新株予約権の行使に必要な資金を確保する予定とのことです。岡崎氏の資金確保の状況によっては第 12 回新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。

(5) 株券貸借に関する契約

第 11 回新株予約権の発行に伴い、EVO FUND は、当社株主である G ファンドから、新たに当社普通株式の借入れ（貸借株数（上限）：6,730,000 株、貸株期間：2025 年 11 月 20 日～2027 年 7 月 6 日、貸株利率：0%、担保：無し）を行う予定です。

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（2025 年 9 月 30 日現在）		募集後	
株主名	持株比率 (%)	株主名	持株比率 (%)
G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合	36.51	G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合	43.83
石井 武	3.05	石井 武	9.57
楽天証券株式会社	2.60	岡崎 太輔	5.78
NHN テコラス株式会社（旧：NHN JAPAN(株)）	1.87	楽天証券株式会社	0.60
佐藤 敬	1.87	NHN テコラス株式会社（旧：NHN JAPAN(株)）	0.43
GMO クリック証券株式会社	1.42	佐藤 敬	0.43
野村證券株式会社	1.28	GMO クリック証券株式会社	0.33
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE（常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行）	0.87	野村證券株式会社	0.29
XPEC Entertainment Inc.（常任代理人 みずほ証券株式会社）	0.86	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE（常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行）	0.20
原 征弘	0.85	XPEC Entertainment Inc.（常任代理人 みずほ証券株式会社）	0.20

（注） 1. 「持株比率」は、2025 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. EVO FUND の第 11 回新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、EVO FUND は、第 11 回新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、EVO FUND による第 11 回新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておきませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の算定に際して、EVO FUND が第 11 回新株予約権の行使により取得可能な当社普通株式は EVO FUND の所有株式数に含めておりませんが、募集後の発行済株式総数には含めております。

3. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の拡大と収益確保及びこれに伴う財務基盤の安定化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

つきましては、2025年12月25日開催予定の本定時株主総会に付議する本件に関する議案の中で、本資金調達の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様から意思確認をさせていただくことといたします。なお、株主総会に重ねて第三者委員会等の独立機関を形成して答申を求めることも考えられますが、第三者委員会等の独立機関から意見書を取得するため相応の時間及び費用を要することが見込まれる一方、当社は、上記のように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的かつ公正な意思確認の方法であり、株式会社における最高意思決定機関である株主総会でのご承認をいただくことを本資金調達の条件としたことから、株主総会に重ねて第三者委員会等の独立機関からの答申は取得しておりません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

決算期	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
売上高（千円）	6,004,310	4,387,858	3,516,498
営業損失（△）（千円）	△801,755	△539,083	△452,772
経常損失（△）（千円）	△740,306	△522,240	△416,200
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△780,445	△420,604	△452,268
1株当たり当期純損失金額（△）（円）	△44.85	△23.23	△22.01
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	53.33	48.24	35.62

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年11月19日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 67,355,233 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	普通株式 16,000,000 株	23.75%

（注）上記潜在株式数は、2025年11月19日現在の第9回新株予約権に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
始 値	298 円	210 円	102 円
高 値	314 円	211 円	122 円
安 値	178 円	78 円	42 円
終 値	222 円	101 円	74 円

② 最近6か月間の状況

	2025年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	62 円	76 円	80 円	91 円	74 円	68 円
高 値	95 円	102 円	92 円	114 円	74 円	71 円
安 値	61 円	64 円	68 円	72 円	64 円	58 円
終 値	75 円	80 円	90 円	74 円	68 円	59 円

(注) 2025年11月の状況につきましては、2024年11月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年11月19日
始 値	61 円
高 値	62 円
安 値	59 円
終 値	59 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

【第三者割当による第2回転換社債型新株予約権付社債の発行】

払 込 期 日	2022年11月28日
調 達 資 金 の 額	400,000,000 円 (差引手取概算額)
転 換 価 額	当初転換価額 252.9 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	17,405,198 株
割 当 先	EVO FUND (エボ ファンド)
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	当初の転換価額 (252.9 円) における潜在株式数 : 1,581,640 株 上限転換価額はありません。 下限転換価額 (140.5 円) における潜在株式数 : 2,846,960 株
現 時 点 に お け る 転 換 状 況	転換済株式数 : 2,030,335 株 (残高 : 0 円)
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	新規タイトル及び追加開発の費用・運営費用 : 400 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2022年11月～2023年9月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (注)	①新規タイトル及び追加開発の費用・運営費用 : 191 百万円 ②事業構造転換のための資金 : 95 百万円

	④借入金の返済：114 百万円
--	-----------------

(注) 2024 年 12 月 26 日付有価証券報告書に開示しております「第 4 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】ア. 変更の理由」及び同「イ. 変更内容」のとおり資金使途を変更した後の、手取金の使途及び充当予定額に対する充当状況を記載しております。

【第三者割当による第 7 回新株予約権の発行】

割 当 日	2022 年 11 月 28 日
発 行 新 株 予 約 権 数	20,562 個
発 行 価 額	総額 2,673,060 円 (新株予約権 1 個当たり 130 円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	522,686,040 円 (518,686,040 円)
割 当 先	EVO FUND (エボ ファンド)
募集時における発行済株式数	17,405,198 株
当該募集による潜在株式数	2,056,200 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数：572,000 株 (残新株予約権数 0 個)
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	100,666,260 円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①新規タイトル及び追加開発の費用・運営費用：75 百万円 ②人材支援事業拡大の為の事業資金：236 百万円 ③事業構造転換のための資金：95 百万円 ④借入金の返済：114 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2022 年 11 月～2023 年 9 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (注)	②：88 百万円 なお、第 7 回新株予約権については、2024 年 11 月 21 日付の「第三者割当による第 9 回及び第 10 回新株予約権の発行及び買取契約の締結、定款の一部変更並びに第 7 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」及び 2024 年 12 月 6 日付の「(開示事項の経過) 第 7 回新株予約権の取得及び消却の完了に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2024 年 12 月 6 日に残存する全てについて取得し、その後直ちに消却いたしました。

(注) 2024 年 12 月 26 日付有価証券報告書に開示しております「第 4 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】ア. 変更の理由」及び同「イ. 変更内容」のとおり資金使途を変更した後の、手取金の使途及び充当予定額に対する充当状況を記載しております。

【第三者割当による第 8 回新株予約権の発行】

割 当 日	2022 年 11 月 28 日
発 行 新 株 予 約 権 数	16,860 個
発 行 価 額	総額 1,197,060 円 (新株予約権 1 個当たり 71 円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額	427,586,460 円 (423,586,460 円)

(差 引 手 取 概 算 額)	
割 当 先	EVO FUND (エボ ファンド)
募集時における発行済株式数	17,405,198 株
当該募集による潜在株式数	1,686,000 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数 : 843,000 株 (残新株予約権数 : 0 個)
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	119,040,030 円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金 : 422 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2022 年 11 月～2024 年 9 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (注)	新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金 : 119 百万円 なお、第 8 回新株予約権については、2024 年 9 月 11 日付の「第 8 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の取得及び消却に関するお知らせ」及び 2024 年 9 月 26 日付の「(開示事項の経過) 第三者割当による新株式発行の払込完了並びに第 8 回新株予約権の取得及び消却の完了に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2024 年 9 月 26 日に残存する全てについて取得し、その後直ちに消却いたしました。

(注) 2024 年 12 月 26 日付有価証券報告書に開示しております「第 4 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】 (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 ア. 変更の理由」及び同「イ. 変更内容」のとおり資金使途を変更した後の、手取金の使途及び充当予定額に対する充当状況を記載しております。

【第三者割当による普通株式の発行】

払 込 期 日	2024 年 9 月 26 日
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	20,850,533 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	843,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	21,693,533 株
発 行 価 額	1 株当たり 118 円
割 当 先	G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合
調 達 資 金 の 額	97,074,000 円 (差引手取概算額)
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金 : 97 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2024 年 9 月～2025 年 9 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金 : 97 百万円

【第三者割当による第9回新株予約権の発行】

割 当 日	2024 年 12 月 27 日
発 行 新 株 予 約 権 数	439,532 個
発 行 価 額	総額 4,396 円（新株予約権 1 個当たり 0.01 円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	659,302,396 円 (653,802,396 円)
割 当 先	G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合
募集時における発行済株式数	21,693,533 株
当該募集による潜在株式数	43,953,200 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数：27,953,200 株 (残新株予約権数：160,000 個)
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	419,300,795 円 (413,800,795 円)
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 （ 注 1 ）	① 新規タイトルの開発・運営資金：950 百万円 ② 開発要員確保に係る資金：70 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	① 2024 年 12 月～2027 年 3 月 ② 2024 年 12 月～2027 年 12 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 （ 注 2 ）	① 385 百万円 ② 6 百万円

(注) 1. 下記【第三者割当による第 10 回新株予約権の発行】により調達する資金に係る使途との合計額であります。

2. 下記【第三者割当による第 10 回新株予約権の発行】により調達する資金に係る充当額との合計額であります。また、充当状況は 2025 年 9 月末日時点のものであります。

【第三者割当による第10回新株予約権の発行】

割 当 日	2024 年 12 月 27 日
発 行 新 株 予 約 権 数	177,085 個
発 行 価 額	総額 1,771 円（新株予約権 1 個当たり 0.01 円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	371,880,271 円 (366,380,271 円)
割 当 先	EVO FUND（エボ ファンド）
募集時における発行済株式数	21,693,533 株
当該募集による潜在株式数	17,708,500 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数：17,708,500 株 (残新株予約権数：0 個)
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	371,880,271 円 (366,380,271 円)
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 （ 注 1 ）	① 新規タイトルの開発・運営資金：950 百万円 ② 開発要員確保に係る資金：70 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	① 2024 年 12 月～2027 年 3 月 ② 2024 年 12 月～2027 年 12 月

現 時 点 に お け る	① 385 百万円
充 当 状 況 （ 注 2 ）	② 6 百万円

（注） 1. 上記【第三者割当による第9回新株予約権の発行】により調達する資金に係る使途との合計額であります。

2. 上記【第三者割当による第9回新株予約権の発行】により調達する資金に係る充当額との合計額であります。また、充当状況は2025年9月末日時点のものであります。

12. 発行要項

別紙参照

II. 定款の一部変更

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、2025 年 12 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

事業の多様化に対応し、今後の事業展開に備えて新たに事業目的を追加するものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更

当社の定款第 5 条に定める発行可能株式総数は 86,000,000 株であり、2025 年 11 月 19 日現在の当社発行済株式総数は 67,355,233 株となっております。上記「I. 第三者割当による第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の発行」に記載の第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の発行による増資により調達した資金を用いた M&A 及び暗号資産事業により、持続的な成長と競争力の向上を目指すべく、発行可能株式総数を増加させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、発行可能株式総数の変更に関し、G ファンド及び岡崎氏ともに本定時株主総会までに第 9 回新株予約権の未行使分についてそれぞれ行使を予定していますが、岡崎氏から本定時株主総会の招集通知の校了日までに行使する旨ご表明いただいたので、発行可能株式総数の変更にあたっては、2025 年 11 月 19 日現在の当社発行済株式総数 67,355,233 株に、岡崎氏による同行使分 (8,000,000 株) を加味した株数の 4 倍 (301,420,932 株) としました。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 2 条 (目的) 1. ～15. <条文省略> <新設> <新設> 16. 前各号に関する業務のコンサルティング、受託及び代理 17. 前各号に付帯関連する一切の業務 第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>86,000,000</u> 株とする。	第 2 条 (目的) 1. ～15. <現行通り> <u>16. 暗号資産の投資及び運用</u> <u>17. 暗号資産に関連・付帯する業務全般</u> <u>18.</u> 前各号に関する業務のコンサルティング、受託及び代理 <u>19.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務 第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>301,420,932</u> 株とする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会

: 2025年12月25日 (木) (予定)

定款変更の効力発生日

: 2025年12月25日 (木) (予定)

**株式会社オルトプラス第 11 回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社オルトプラス第 11 回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,500,000 円(本新株予約権 1 個当たり 5 円)
3. 申込期日 2025 年 12 月 26 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 12 月 26 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 70,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。
 但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 700,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 5 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。))は、当初 59 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に初回の修正がされ、割当日の 8 取引日後の日に 2 回目の修正がされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025 年 11 月 20 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ 3 連続取引日(以下、2025 年 11 月 20 日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格

算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。下限行使価額は、当初30円とする。
- (3) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社又は当社の子会社の役職員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。))又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(第12回新株予約権を除く。)を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点

の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間
2025 年 12 月 29 日から 2027 年 6 月 29 日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の 11 取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ通知することにより(但し、通知が当該日の 16 時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 第 12 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所へ行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所へ行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役役に一任する。

**株式会社オルトプラス第 12 回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社オルトプラス第 12 回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,900,000 円(本新株予約権 1 個当たり 3 円)
3. 申込期日 2025 年 12 月 26 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 12 月 26 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。

G Future Fund1 号投資事業有限責任組合	920,000 個
石井 武	230,000 個
岡崎 太輔	150,000 個
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (3) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (4) 本新株予約権の目的である株式の総数は 130,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。
 但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,300,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 3 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (3) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (4) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初 54 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (4) 2026 年 6 月 26 日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、当該取締役会の決議を行った日(以下「決議日」という。)の直前取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいい、「直前取引日」とは、同日に取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。以下同じ。)の 16 時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 30 円(以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定に従い調整される。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
 - (5) 本項第(1)号にかかわらず、①本新株予約権について行使価額の修正が生じた直近の日から 6 ヶ月が経過していない場合、又は②金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は本項第(1)号に基づく決議を行うことができない。
11. 行使価額の調整
 - (8) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (9) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ⑥ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社又は当社の子会社の役職員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ⑦ 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ⑧ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。))又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(第11回新株予約権を除く。)を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
 - ⑨ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ⑩ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (10) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (11) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (12) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (13) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (14) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2025 年 12 月 29 日から 2030 年 12 月 30 日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
第 12 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (4) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (5) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (6) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 株式会社オルトプラス 財務経理部
20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. その他

- (4) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (5) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (6) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。